

令和2年第2回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

令和2年6月18日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年6月18日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年6月18日 9時29分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和2年6月18日 11時44分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員		
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	7 番	大 倉 博		1 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 令和2年第2回笠置町議会会議録

令和2年6月18日～令和2年6月25日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

令和2年6月18日 午前9時29分開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 報告第1号 令和元年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第6 報告第2号 令和元年度笠置町一般会計継続費繰越計算書の件
- 第7 同意第1号 笠置町自治功労表彰者の同意を求める件
- 第8 同意第2号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第9 同意第3号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 同意第4号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第11 同意第5号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第12 同意第6号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第13 同意第7号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第14 同意第8号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第15 同意第9号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第16 同意第10号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第17 同意第11号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第18 議案第29号 笠置町手数料徴収条例一部改正の件
- 第19 議案第30号 令和2年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第20 議案第31号 損害賠償額の決定の件

開 会 午前9時29分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

梅雨の季節となりましたが、お集まりの皆様におかれましては、体調の管理に十分御留意いただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和2年6月第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう御留意いただき、町長を初め、職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。互いに節度ある言動をもって、議会運営がスムーズに行えますよう御協力お願い申し上げます。

ただいまから令和2年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、議席の変更を行います。

本定例会におきましては、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、大倉博君及び1番議員、西岡良祐君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より6月25日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月25日までの8日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

山城地区議長連絡協議会定例会が新型コロナウイルス感染対策により、本年度は書面会議にて開催されました。令和2年度の事業計画及び予算等について審議をし、承認されました。

また、山城地区の要望事項を取りまとめ、秋頃に国と京都府に対し、要望活動を行う予定となっております。

以上、議会報告とさせていただきます。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して、善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は、近畿地方では平年より遅い梅雨入りとなり、じめじめとした日が続いておりますが、皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。また、これから台風のシーズンを迎えますが、笠置町内はもとよりのこと、全国的にも被害なく過ごせますよう、切に願うところであります。

最初に、今後4年間の町政の基本方針について申し上げます。

総合指針としては、地方自治の原則、住民自治の原則にのっとり、住民の皆様方や議員各位、区を初めとする町内各種団体の要望や声をしっかりと受け止め、4年間の町政運営を行っていく所存です。そのためには法令遵守はもとよりのこと、財政民主主義ルールにのっとり諸会計の適切な策定から管理、執行に至るまで、きちんと目配りしていくことが肝要であると思慮いたしております。

また、職員の資質向上には研修や指導が欠かせません。そのための制度的な体系づくりが急務であると考えております。

以上の2点につきましては、所要の具体的指示を済ませております。

さて、就任以降の二月あまり、コロナ対策と並行して町政の現状把握に努めてまいりました。山積している諸課題につきましては、今後の1年間をかけて順次解消、解決に向けて最大の努力をしていく覚悟でおります。

まず、いこいの館の指定管理料等に関する株式会社フェイスとの問題は早急に法的処置に移行したいと考えております。顧問弁護士とも相談の上で議会に提案させていただいて、

解決策を模索していく所存です。

次に、住民の生命と財産を守っていくという行政の最大の使命に関しましては地域防災・減災の観点から、防災計画の早急な見直しに迫られております。大規模水害や地震など、今後発生が予想される災害に対処できるよう、危機管理能力の向上が急がれます。具体的には避難場所や避難経路、さらには災害用備蓄品や災害時の生活必需品の確保の問題に加えて、新型コロナウイルスとの共生を踏まえた対応が必要になってまいります。消防署、警察署、町議会、消防団、各区の皆様方等に加え、国や府、近隣町村との連携や協議をしながら安心して暮らせる笠置町を目指し、防災・減災は緊急かつ最重要課題として取り組んでまいります。

次に、観光戦略に関しては町民憲章の冒頭にもありますように、「自然と歴史を守り、心ふれあう観光の町」を再構築したいと考えます。そのための戦略的な行政と効果的な財政出動に配慮していきたいと考えております。歴史的にも南都の聖地として厚い信仰を受けていた笠置山や各地域に残る文化財や民族儀礼、さらには自然に恵まれた笠置の観光資源は枚挙にいとまがありません。来町される観光客の皆様などにしっかりと笠置の魅力を伝えていく、町内各地を実際に歩いていただく、そのことによって商工業や農業の持続的な発展が期待できると思慮いたします。

また、高齢化、少子化や商工業活性化の問題は、まずは地域再生法に基づく移住・定住支援を実効性あるものにしていく必要があります。そのための空き家対策に関しては町内の全ての空き家のデータ化を進めていくとともに、同時に危険家屋についても把握していくよう所要の指示をいたしました。このデータを基に、お盆の前には空き家バンク登録のメリット、貸す側、借りる側、行政側のそれぞれのメリットを説明するチラシを作成して、ポスティングする予定でおります。ただし、空き家バンクに登録する物件に関しては一定のマニュアル化が必要だと思われまます。これに関してはデータ化が完了した時点で取り組んでいこうと考えております。

最後になりますが、まちづくりには住民の皆様方の参画なしではなし得ません。議会や地区懇談会など、対話の機会を増やしていき、要望や疑問、問題にはきちんと応えて対処していくという基本姿勢を堅持しつつ、今後の行政運営に努めていきたいと決意しておりますので、引き続き今後の町政運営にも御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する事項について報告させていただきます。

特別定額給付金事業ですが、6月12日時点で対象633世帯中、599世帯、約95%の支給を終えております。残り世帯につきましても、通知文書を再発送するなど、給付を希望される方への周知に遺漏がないように努めてまいります。

就任直後から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に心血を注いでまいりました。住民の皆様には不要不急の外出を控えていただくなど、長期にわたる自粛要請について御協力をいただき、現時点で当町での感染者は確認されておりません。今後も引き続き感染症拡大防止に努めてまいりたいと思います。

また、6月に入って就任の挨拶回りをさせていただきました。町内外の方々から叱責、激励のお言葉をいただき、さらに気持ちを引き締め、町政の運営に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回、本定例会に御提案します案件は、報告2件、同意11件、議事案件は補正予算1件を含む3件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、報告第1号、令和元年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書の件について報告を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

報告第1号、令和元年度笠置町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明させていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりまして、繰越しをしたものについて報告するものであります。

繰越事業の内容といたしましては、2月補正で計上いたしました大規模修繕・更新事業に係る補助金事業など10件の事業で、総額1億5,982万円となっております。以上、報告いたします。

議長（杉岡義信君） これで報告第1号を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、報告第2号、令和元年度笠置町一般会計継続費繰越計算書の件について報告を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

報告第2号、令和元年度笠置町一般会計継続費繰越計算書につきまして説明させていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第145条第1項の規定によりまして報告するものであります。

内容といたしましては、令和元年度からの継続事業である笠置町総合計画策定業務に係る残額10万5,000円や笠置町高度情報ネットワーク設備改修業務9,075万円となっております。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これで報告第2号を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第7、同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件について提案理由を申し上げます。

笠置町表彰条例（昭和48年条例第10号）第3条及び第5条の規定により、議会の同意を求めるものであります。御同意いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） おはようございます。

同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件について趣旨説明を申し上げます。

朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件。

笠置町表彰条例（昭和48年条例第10号）第3条及び第5条の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出。笠置町長、中淳志。

ページをめくっていただきまして、笠置町自治功労表彰者。

起算日といたしましては、令和2年1月1日でございます。

第3条、功労表彰。

基準職、氏名、公職歴年数内訳の順で朗読させていただきます。

まず、第1号並びに第6号で、松本勇、町長8年、議員3年、農業委員15年。

第3号、石田春子、議員20年、議長4年。

第6号、山本道雄、固定資産評価審査委員20年。

第6号、山本幸男、人権擁護委員22年。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑ありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

この功労表彰については、別に何もないんですけども、ただ、なぜこの時期にやられるのか。そして、我々まだこれ功労表彰をいつやるかということ聞いていないし、例えば、この前、議会運営委員会でやったときに面白いことを言われた。びっくりしたんですけども、鍋一とか、それからもみじまつり、不特定多数の人が来られるところでこんな大事な表彰をやる必要があるのかどうか。

今まで、町政70周年、80周年とかやってこられて、10年、長いとかいうことで出されたと思うんですけども、なぜ今の時期か。例えば私、今日これ持ってきたんですけども、朱肉なんですけれども、笠置町制施行70周年記念、これ今は大切にに使わせてもらっているんですけども、これは各町民にも配布されたと思うんですけども、だから、やはり受ける、表彰される側も町民皆さんこぞってお祝いするというか、こういう場のほうがいいんじゃないかと私は思うんです。だから、急にといいますか、今もう恐らく町制90周年になるのはあと4年ぐらいだと思うんですけども、なぜ今の時期に出されたのか。

これ、規則とか条例とか見ていると、なぜ今の時期かというのはちょっと疑問に思うんです。だから、町民みんなの総意でやっぱりこういう記念のときにお与えするほうがいいんじゃないかと、私のこれは意見です。それだけ言っておきます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

自治功労者の表彰式につきましては、今までも議員おっしゃったように、町政の周年行事であったり、また近年では運動公園の竣工式の折に表彰のほうをさせていただいていたかとは思っております。周年行事となりますと10年ずつで、今まででしたら、その前年ぐらいか同じ年に該当者を調査させていただいて、議案の同意をいただいていたかと思えます。

今回は、そうではなくて、まずは該当者がおられる場合についてはその年度において被表彰者ということで名簿に登載させていただきたいというふうに考えております。今まででしたら、その調査をさせていただく段階でお亡くなりになられておられたり、また、他へ移るという場合がございますので、そういったことも漏れのないようにさせていただきたいとい

うことで、毎年、今後は該当者がおられる場合については同意を求めていきたいというふうに考えております。

時期につきましては、規則のほうにも書かせていただいておりますように、今現在はまだ日程のほうは決まっております。今後については議会運営委員会の折にはイベント等ということで、一つの提案ということですので、それも確定ではございません。また現在、コロナウイルスということで、皆さんがお集まりしていただくこともなかなか難しい状況でございますので、そこら辺も踏まえながら、今後はその行事を決定して、表彰させていただきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それじゃ、今後はその都度ということですか。今言いましたよね、10年とか5年のスタンスで、そういう町の大事な行事があるときにやっぱり町民の皆さん方がこぞって拍手をして、表彰を受けられる方もやっぱりそれが嬉しいんじゃないかと私は思うんですよ。その都度、それじゃどこで対応するのかということ先ほどこれ言ったように、町制70周年記念のこういうのを持っていますけれども、こういうような形のほうが10年長いとおっしゃるんやったら、例えば5年ごとにするとか、ある程度決めなきゃ、今年はやる、来年はやらないとか、そういうんじゃないしに決められたほうがいいんじゃないかと私は思うんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

表彰式につきましては、議員おっしゃるように周年行事でやるのも一つかと思っておりますけれども、毎年のこういった同意を求める件につきましては、該当者がおられる年には議会に提案させていただいて、同意を求めたいと。それで、被表彰者名簿に登載していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それじゃ、登載して、先ほども言いましたように、やっぱり登載されたら、近々のときに表彰されるのが普通だと思うんですよ。それじゃ例えば、もうこれこの後からいろいろあるからそのまま置いといて、例えば今度90周年があと4年ぐらいだと思うんですけれども、そのとき登載して、そのまま90周年にやられるということで理解していいんですか。それ

だけ、もう最後3問目になるので、それ以上もう言いませんけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問ですが、今、表彰の同意をいただいて、90周年にする、それも一つの案としてということですので、90周年の場合にするか、また別の機会を設けて表彰させていただくか、そこはいろいろと今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の問題ですけれども、大倉議員が言うたように、これ、今までもこういう意見は出ています。10年の式典のときに表彰しとったら、登録しておいても実際の表彰をしてもらえるのは10年後になる場合もあるわけですよ。そやから、その間に不幸にも亡くなられるということも今までもあったと思うんですよ。そういうことで、早く渡したほうがええのちゃうかという意見は今までからもう何回も出ています。

そやから、今おっしゃったように、登録だけは今年度これ該当者が4名おられるので、これ登録します。そうするとこれ、そんな問題ないと思います。そやから、大倉議員が言うているように、実施時期ですね、表彰の。それをちゃんと決めたらええんじゃないですか。その年度ごとに登録があった人についてはその年度で表彰をしていったらいいんじゃないですか。例えば、南山城村なんか、あれ何月やったかな、前町長の表彰なんかも単独でやっていましたね。そやから、そういう表彰式ということを別にその都度やってもいいんじゃないですか。そこらはどうなんですか。なぜ行事まで待たなあかんのか、その辺、どう考えておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、今までは周年行事に合わせて議会のほうに対象功労表彰者の方の同意を得ていた。それで、周年事業で表彰させていただいていたというところでございます。それを今回は該当者がおられる場合については、毎年表彰の対象者として議会の同意を得たいというふうです。

また、表彰式については議員おっしゃったように、南山城村、ちょっと近隣の状況も確認させていただきまして、周年事業以外でやるようでしたら参考にして、ちょっとまた考えていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。この際申し上げます。全ての議案に対して起立をしない者は反対とみなします。

同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、同意第1号、笠置町自治功労表彰者の同意を求める件は、同意することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、同意第2号から日程第17、同意第11号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件の10件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

同意第2号から第11号まで同一内容のため、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件について一括して提案理由を申し上げます。

笠置町農業委員会委員の任期満了に伴い、その委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は令和2年7月20日から3か年でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 同意第2号から第11号まで同一の内容でありますので、一括して説明させていただきます。

なお、同意の方の中に農業委員会等に関する法律第8条第6項により、委員の任命に当たっては利害関係を有しない中立委員を含めておりますことを申し添えます。

それでは、同意の説明は全て朗読をもって説明させていただきます。

同意第2号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件。

下記の者を笠置町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月18日提出。笠置町長、中淳志。

記。

記につきましては、住所、氏名の順に申し上げます。

笠置町大字切山、上村秀夫。

続きまして、同意第3号、笠置町大字有市、植田克巳。

同意第4号、笠置町大字有市、田中豊次。

同意第5号、笠置町大字飛鳥路、巽秀男。

同意第6号、笠置町大字有市、有田康善。

同意第7号、笠置町大字笠置、谷川優。

同意第8号、笠置町大字笠置、谷川周平。

同意第9号、笠置町大字笠置、仲北達夫。

同意第10号、笠置町大字笠置、西岡良祐。

同意第11号、笠置町大字有市、田中良三。

なお、同意第9号の仲北達夫氏につきましては、中立委員として任命する方でございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） お諮りします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、本案については質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたします。

採決は1件ごとに行います。

この採決は起立によって行います。

まず、同意第2号、上村秀夫君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、同意第2号、上村秀夫君の笠置町農業委員

会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号、植田克巳君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第3号、植田克巳君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第4号、田中豊次君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第4号、田中豊次君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第5号、巽秀男君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第5号、巽秀男君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第6号、有田康善君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第6号、有田康善君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第7号、谷川優君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第7号、谷川優君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第8号、谷川周平君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第8号、谷川周平君の笠置町農業委員

会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第9号、仲北達夫君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第9号、仲北達夫君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

次に、同意第10号については地方自治法第117条の規定により、西岡良祐君の退場を求めます。

(西岡良祐君退場)

議長(杉岡義信君) 同意第10号、西岡良祐君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第10号、西岡良祐君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

西岡良祐君の入場を認めます。

(西岡良祐君入場)

議長(杉岡義信君) 西岡良祐君に申し上げます。同意第10号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、原案のとおり同意されましたので、その旨を告知いたします。

同意第11号、地方自治法第117条の規定により、田中良三君の退場を求めます。

(田中良三君退場)

議長(杉岡義信君) 同意第11号、田中良三君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、同意第11号、田中良三君の笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

田中良三君の入場を認めます。

(田中良三君入場)

議長(杉岡義信君) 田中良三君に申し上げます。同意第11号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、原案のとおり同意されましたので、その旨を告知いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第18、議案第29号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 議案第29号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

令和2年5月25日付で個人番号通知カードが廃止となりましたので、手数料徴収条例に記載していましたが再発行に係る手数料徴収について廃止するものでございます。御承認いただきますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第29号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が令和2年5月25日から施行されることが5月7日に公布されました。これはいわゆるデジタル行政手続法と言われるものでございます。

この改正によりまして、個人番号通知カードの新規発行及び記載事項の変更の手続が廃止となりました。笠置町における通知カードの再発行に係る手数料について削除させていただいたものでございます。

新旧対照表を見ていただくと分かりますように、第29号、これが通知カードの再発行に係るもので、全て削除させていただいております。これに伴いまして、1号ずつ繰り上げたものとなっております。

以上、説明終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。議案第29号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件

は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第29号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時29分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

---

議長(杉岡義信君) 日程第19、議案第30号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

議案第30号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額16億9,516万7,000円に歳入歳出それぞれ2億8,285万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,802万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では庁舎耐震改修工事に係る事業費として2億3,100万円、土木費では橋梁補修工事費として1,300万円、教育費で笠置山景観保全事業として総額240万円などを計上しております。

歳入は、国庫支出金が3,347万6,000円、府支出金が130万6,000円、町債が2億3,100万円などで、財源不足は基金からの繰入金1,142万3,000円を充当しています。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) それでは、議案第30号、令和2年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件について説明させていただきます。私からは歳入と総務財政課所管の歳出予算について説明させていただきます。

まず、説明に入ります前に、人件費につきましては、会計年度任用職員の勤務形態の確定と人事異動に伴うものでございますので、説明は省略させていただきますので、よろしくお

願いいたします。

それでは、まず歳入のほうからということで、11ページを御覧ください。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境剰余税の増額に伴い、168万円を計上させていただいております。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,493万6,000円を計上させていただいております。

4目土木費国庫補助金では、内示に伴い、666万4,000円を増額計上させていただいております。

5目教育費国庫補助金では、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業として140万円を計上させていただいております。

12ページをお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、4目農林水産業費府補助金では、林道改良事業補助金として137万5,000円を計上させていただいております。

同款3項委託金、2目商工費委託金では、内示額の増額に伴い、35万5,000円の増額計上をさせていただいております。

また、15款繰入金では、町長の説明にもありましたように、今回の補正予算での財源不足分として、財政調整基金繰入金を1,142万3,000円計上させていただいております。

次に、13ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、2目総務債として、緊急防災・減災事業債ということで、2億3,100万円を計上させていただいております。

歳入につきましては、以上でございます。

それでは、総務財政課所管の歳出について説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金で、団体助成金として440万円を計上させていただいております。これは、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金対象事業ということで、トイレ改修や空調の改修費として計上させていただいております。

5目財政管理費では、12節委託料と14節の工事請負費で、庁舎の耐震補強及び改修工

事関連費用として2億3,100万円を計上しております。

また、工事請負費では、避難所のトイレ改修事業として400万円を計上しております。

6目企画費、10節需用費では、非接触型体温計費用として5万6,000円を、それから修繕料157万3,000円のうち総務財政課では、すまいるセンターの消防設備不良修理ということで、8万8,000円を計上しております。

17節備品購入費では、次亜塩素酸水生成器代1台分90万円を計上しております。

8目防災諸費でございます。

10節需用費では、マスクや消毒液の補充として163万8,000円を計上しております。

17節の備品購入費では、防災備蓄品として、給水用組立式タンクと段ボールベッド及びパーテーションの購入費として250万円を計上しております。

少し飛びまして、23ページをお願いいたします。23ページ下段でございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費として、退職者の確定に伴いまして、退職報償金として96万8,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

9款教育費、5項文化財保存費、1目文化財保存費では、247万2,000円を計上しております。内容といたしましては、六角堂の看板の修繕に7万2,000円、行在所跡危険木の除去関係費用として240万円を計上しております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続いて、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算について御説明させていただきます。

18ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費で20万円計上しております。社会福祉協議会補助金といたしまして、内容は新型コロナウイルス対策としまして社協が実施されます布マスクづくりに対する補助金でございます。

次のページを御覧ください。

5目老人福祉施設費の需用費で39万6,000円計上しております。内容といたしましては、デイサービスセンターの自動ドアの修繕料でございます。

同款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、子育て世帯臨時特例給付金といたしまして

55万円計上しております。内容といたしましては、ゼロ歳から中学生のいる世帯を対象といたしまして、国の給付金の上乗せとしまして、対象者1人当たり1万円を給付するものです。また、国の給付金の拡充といたしまして、国制度で対象外となられた方、また、今年度笠置町で出生された方に対しまして1万円を給付するものでございます。

2目保育園費で、17節備品購入費で143万1,000円計上しております。内容といたしましては、消毒液、次亜塩素酸水の生成器の設置とエアコンの購入でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、消耗品といたしまして4万2,000円計上しております。内容につきましては、各種事業の際に使用いたします新型コロナウイルス対策関連の消耗品の購入でございます。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続いて、商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、商工観光課所管の歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目の企画費でございますが、10節需用費の修繕料で補正額148万5,000円を計上させていただいております。こちらは笠置いこいの館の高圧受電設備の修繕に要する費用でございます。キュービクルまでの高圧ケーブルとキュービクル内の高圧コンデンサーの交換を行うものとなっております。

次の12節委託料では、土産品のサンプル作成委託費用として10万円を計上しております。

次の14節工事請負費では、Wi-Fi環境整備工事として750万円を計上しております。笠置キャンプ場の一部と笠置駅周辺において、観光にお越しいただいた方が無料でWi-Fiを使える環境を整備するものでございます。財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

続きまして、予算書の21ページをお願いいたします。

21ページ下段になりますが、6款商工費、1項商工費、2目の商工振興費で補正額120万円を計上させていただいております。こちらは笠置町商工会が販売されますプレミアム付商品券への補助を行うものでございます。通常は10%のプレミアム率でございますが、今年はコロナの影響で落ち込んだ売上げの回復を目指し、30%のプレミアム率とされることに伴いまして、20%の増額分120万円を追加補助するものでございます。こちら

もコロナ対策に係る臨時交付金を財政充当しております。

次に、同じく3目の観光費でございます。

予算書では、次の22ページの中ほどになりますが、12節の委託料で34万6,000円を計上しております。こちらは歳入のほうでも説明がございましたが、京都府からの委託金の確定に基づく増額となっております。

続いて、4目の産業振興会館費では、10節の需用費で59万9,000円を計上しております。内容といたしましては、土産品やごみ袋の仕入れ代金として消耗品費の46万5,000円、喫茶コーナーの材料費として食糧費で13万4,000円となっております。

商工観光課の所管部分につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出につきまして御説明いたします。

21ページ中段を御覧ください。

5款農林水産業費、林業費、林業振興費、24節積立金で168万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国の森林環境譲与税の増額配分によるものでございまして、当初分と合わせて森林環境基金に積み立てるものでございます。

次に、林道維持費、12節委託料で290万円の補正をお願いしております。内容につきましては、林道の橋梁点検業務でございまして、林道改良事業補助金を活用し、林道横川線の橋梁点検業務を行うものでございます。

次に、22ページ下段を御覧ください。

7款土木費、道路橋梁費、道路維持費、12節委託料で33万円の補正をお願いしております。内容につきましては、昨年度導入し、3月末に整備が完了いたしました道路台帳システムの年間保守料でございます。

次に、14節工事請負費で350万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国の交付金の増額内示によるものでございまして、町道の舗装修繕やのり面修繕工事に増額して工事を進めるものでございます。

23ページをお願いいたします。

同じく土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、12節委託料で150万円の補正をお願いしております。内容につきましては、町道笠置山線の工事完了に伴います官民境界の復元測量でございまして、4年間に分けて委託業務を実施する予定でございます。

次に、同じく道路橋梁費、橋梁維持費、12節委託料で300万円の減額補正でござい

す。これは、前年度の国の補正予算の確定によりまして財源を確保することができましたので、橋梁設計業務は繰越事業で実施し、当初予算分を減額するものでございます。

また、14節工事請負費では、1,300万円の補正をお願いしております。内容につきましては、国の交付金の増額内示によるものでございまして、有市潜没橋や和田ノ前橋の保全工事にそれぞれ増額し、工事を進めるものでございます。

続きまして、河川費、河川改良費、14節工事請負費で250万円の補正をお願いしております。内容につきましては、水晶谷川ほか河川の維持修繕工事でございます。しゅんせつ等実施するものでございます。

最後に、同じく土木費、住宅費、住宅管理費、12節委託料で20万円の減額補正でございます。内容につきましては、国の交付金の内示に伴う減額でございます。計画内容等の調整を行った上で長寿命化計画の更新業務を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金についてなんですが、総務のほうでも保育園のほうでも1台90万円、次亜塩素酸水生成器の購入がありますが、最近のニュースを見ていると次亜塩素酸水がコロナにはあまり効かない、効くようにしようと濃度を上げて、人体に影響があるというのがテレビやメディアで言われているんですが、コロナに効かないのであれば、今回の交付金の要綱との整合性はどうなるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

総務課のほうと保育所のほうで次亜塩素酸水生成器ということで、予算を計上させていただきました。議員おっしゃるとおり、国のほうでも現時点では有効性は確認されていない。ただ、有効性評価を行う上での十分なデータが集まっていないということで、今後も継続して検証実験を実施するというようなことでございます。まるっきり今現時点で確定したことではございません。次亜塩素酸水についてはコロナについてはそういった現状でございますが、ノロウイルスや他の感染症には有効性というものは認められておりますので、そういったことにも活用できたらというふうには考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

要綱とかの整合性についても答えてほしいんですが、次亜塩素酸の生成器を購入して、多分アルコール消毒とかの部分も併用されていくとは思いますが、ランニング的にはこちらも併用したほうが安いんですかね。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） すみません、先ほどの西議員の御質問で新型コロナウイルス交付金との整合性ということで、今回の臨時交付金については新型コロナウイルス感染症に対する対応に関わることと、あとは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済とか住民生活の支援について実施することが想定される内容については対象事業やということです。今、そういった形で次亜塩素酸水を購入しますということで国のほうに上げさせていただいて、現時点ではそれに対して認めませんよとかいうような指示のほうは来ていないというところでございます。

それから、議員おっしゃるように、次亜塩素酸、生成器と、あと防災諸費のほうでも購入させていただくんですけども、今回、マスクと併せて消毒液のほうも購入させていただきますので、両方併用しながらさせていただきます。保育所とかでしたら毎日のことですし、そういったことでしたら生成器を活用すれば、消毒液を買うよりはコスト的にいいのかなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

ここの16ページですけれども、備品購入について防災の設備、説明願ったんですが、もう少し詳しく説明してもらえますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

8目の防災諸費の中の17節備品購入費として250万円を備蓄品として計上させていただいております。内容につきましては、給水用の組立式タンクで2台ということで100万円を計上させていただいております。また、段ボールベッド及びパーテーションということで150万円を計上させていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、説明願ったんですけれども、段ボールという説明があったと思うんですが、これはど

こに、どのような場所に置かれるんですか。そういうのがはっきり決まって、こういうあれが、150万円の金額が出される。どのようになっているのか、例えば南部、北部、東部、飛鳥路、そこに分別して備品を設置されるのか。

それと、そういうことと同時に、いろいろ水とか食料品に介しての予算はここに入っていないんですか。ちょっとその点、説明してください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回計上させていただいた段ボールベッドとパーテーションについては、災害が起こった場合、長期にわたって避難していただくこと等があった場合に利用を想定しております。ですので、小学校の体育館であったり、また、南部の産業振興会館の2階のホールとかを今のところは想定をさせていただいております。

それから、またこの中に他の食料品とかがないのかということなんですけれども、それにつきましては、計画的に購入させていただいて、昨年度にパン等を購入させていただいて、予算のほうで執行させていただいたかというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

24ページですね、笠置山の保全事業174万円計上されていますが、これはどこをどのようにされるんですか。説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回計上させていただきました笠置山の景観保全事業というのは、笠置山の山頂に行在所跡ということで国有地がございます。その中に倒木が発生しているということもありますので、そういった危険木の除去ということで、国庫補助金をいただいて事業を実施する予定でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどにも話に出ましたけれども、次亜塩素酸水の生成器の購入について質問したいと思います。

経産省の「新型コロナウイルス対策における次亜塩素酸水の空間噴霧について（ファクトシート）改定 令和2年6月9日現在」によりますと、有人空間での噴霧の安全性について

ということで、4ページ目に書かれています。噴霧による安全性については定まった形の評価、分析は発見されていないという規定があります。さらに、安全性の評価についても濃度によって人体への影響は変わるために、精査中であるという表現になっています。

1ページ目の注意書きには、「次亜塩素酸水の新型コロナウイルスに対する効果については検証試験が継続中です」ともあります。こうした形で、新型コロナウイルスに対しての有効性も先ほど答弁がありましたように、はっきりしないということでもあります。さらに、安全性についても必ずしも担保されていると、安全であると言い切れるものではないということもあります。さらに、次亜塩素酸によって金属が腐食する可能性があるほか、ゴム類も劣化するとのあくまで研究があるという表現ですが、こうした表現もこのファクトシートの中には見られます。こうしたことからいって、ノロウイルスのときの2015年の厚労省の実験によっては効果があるとされていますけれども、新型コロナウイルスに対してはまだまだはっきりとしていないというものだと思います。

今後、はっきりと効果があるという可能性ももちろん否定はできませんけれども、予算措置をすとしても購入の時期をよく見極める、さらに、実際購入して使われるにしても人体への使用は避けるなど、使い方も工夫がいるのではないかというふうに思いますが、そのあたりの見解についてお伺いをいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃった金属に対して影響があるというのは、多分、次亜塩素酸ナトリウムのほうだというふうに思っております。次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水とはまた全く違ったものであると思いますので、そのところはよろしく願いいたします。

それから、議員おっしゃったように、噴霧につきましてはいろいろと出ておりますが、6月16日に文部科学省のほうから「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」ということで来ております。その中でも次亜塩素酸水の消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われております。メーカーが提供する情報や厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、また、経済産業省サイトなどをよく吟味して、使用については判断するようにお願いいたしますというような文書が来ております。それらも踏まえて、購入時期とか物は検討していきたいというふうには考えております。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

保育所の設置についてですけれども、保育所のほうの消毒なんです、噴霧というのは考えておりません、ドアノブですとか子供、保育士がよく触る箇所の消毒ですとか、遊具、トイレ等の消毒を考えておるところでございます。

言われますとおり、コロナについてはまだ検証が継続されているという状況なんですけれども、先ほども説明ありましたとおり、ノロウイルスですとか大腸菌については効果があるということで、今回の交付金を活用して設置するのは有効な手段かなということで考えております。

また、購入時期につきましても、その辺、詳細確認しながら購入したいと思っているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今言われたように、検討、慎重に見極めていくということと、また噴霧は考えていないということなので、その点についてはしっかりとお願いしたいと思います。

先ほど、次亜塩素酸水のところで金属の腐食やゴム類の劣化ということを行いました、正確に言いますと、ここの中でも5番、次亜塩素酸水の物品に対する一般的な影響という中で「次亜塩素酸によって」ということで正確には表記されていますので、次亜塩素酸水そのものがという表記ではありません。ただ、そういう次亜塩素酸によって腐食する研究もあるという表記もありますので、そのあたりもやはりいろいろ検討されて、使用に当たっての検討事項としてお願いをしたいということで、質問とします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

導入時期ということですので、今現在検証中というところがありますし、また各省庁からの通達文とかも見極めながら、情報を収集しながら購入については実施していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

15ページの企画費で、工事請負費750万円、これWi-Fiの環境整備ということで、キャンプ場と駅周辺に10個つけるということを聞いていますけれども、これは一応エリア

的にはどのぐらいまでカバーできるとかいうのはつかんでおられるのか。

それと、笠置山の上なんかもつける必要があるのじゃないかなと思うんですけども、その辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今現在計画をしておりますのは、議員おっしゃられたとおり、笠置キャンプ場の一部並びに笠置駅周辺ということでございます。

具体的にどれぐらいのエリアがカバーできるのかといったところにつきましては、詳細な調査等が必要になってまいるんですが、今のところ思っておりますのは河川敷におきましては、全体であるキャンプ場、約7万2,000平米ほどございますが、そのうちのいわゆる公園ゾーンと呼ばれる料金所から下流側の一段高いエリア、あの辺り約7,000平米ぐらいをカバーできるのではないかと思っております。

あと、駅周辺につきましては、笠置駅から隣の児童公園、あの辺りまでを何とかクリアできるといことで、大体、アクセスポイント10か所というような形で検討をしております。

あと、笠置山も要るのではないかという御指摘でございますが、それにつきましても検討はしたところでございますが、やはり笠置山となりますと巨石があったり、それから高い木があります。どうしてもWi-Fiの電波というのは、そういった障害物に弱いといったところと、あと場所によっては電源の供給がなかなか困難であるといったところで、実際問題、笠置山周辺につきましては、なかなかフリーの屋外のWi-Fi環境の整備というのは難しいのではないかというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 今、一応説明聞きましたけれども、何でもそうなんですけれども、こういうことをやろうとしたら、何を目的にするのか。そやから、今おっしゃったけれども、キャンプ場全体をカバーできるようなことを考えんのやったら、このルーターでもいろいろ性能によって範囲が変わってくると思うんですよ。そやから、どこをどういうふうにするためにこれをするんやということから考えていって、ルーター10個にするとかいうことを出していかないと、ただ単に一部だけ、駅前だけやれたらええわということでは何かやる目的がちよっと違うんじゃないかなと、もうちよっと目的を計画ちゃんとしてね。

そやから、笠置山、もうそれは確かに山の中やから、木とかあるから電波は届きにくいと

というのはあるから、それやったら個数を何個にせなあかんとかいうことになってくるので、まず、どこをどういうふうにしたいのかということから計画してもらわないと、ただ単にこれ補助金がついたから、これをやってみようかというようなやり方ではまた失敗することになると思うんですよ。その辺、ちゃんと計画してやっていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当初、キャンプ場につきましても、全エリアがカバーできないかといったことにつきましても検討いたしました。

しかしながら、屋外アクセスポイントは方向性のあるもの、方向性のないものといった種類があるようでございます。一般的に広くエリアをカバーできるものとなりますと方向性のないもので、1台当たり約半径30メートルぐらいのエリアをカバーできるといった性能となっております。これでキャンプ場をカバーしようといいたしますと、河川区域内にアクセスポイントを設置しなければならないといったことが生じてまいりまして、基本的に固定物というものを設置できないといったこともございまして、今回、エリアを限定させていただいた形の中で、利用者の利便性を高めるといった意味で一部ではございますが、整備をさせていただきたいというふうなことでございます。

今後の利用につきましては、W i - F i の利用者の方が町内の他の観光施設といったものを検索していただいたり、町内の飲食店などへ案内できるようにといったような活用を検討しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それ、計画的にお願いします。

それと、庁舎改修工事、これ2億2,600万円の予算ついていますがけれども、これは今年度にやるということなんでしょうけれども、職場の業務に支障が出ないのか、移転とかそういうことも考えていかなあかんの違うのかと思いますけれども、その辺の計画はどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、庁舎の耐震補強と改修ということで予算を上げさせていただきました。本年度着工をさせていただきます。

議員おっしゃるように、今現在、1階の南側が大きな窓ガラスで全面なっているかと思いますが、そういったところも壁にするような工事も伴いますので、やっぱり第一庁舎の職員については一定、他の場所に移動等が伴うかと思えます。それ以外につきましては、今後、予算が通りましたら、また詳細設計をつくっていくと同時に工事の計画もしていきますので、その中で住民の皆様に迷惑かからないような形で進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

15ページの土産品サンプル作成委託ということなんですけれども、今まで地方創生の関連のお金の予算で大分開発をされたと知ってるんですけれども、駅舎の中で蜂蜜ですかね、見たことあるんですよ、今は知りませんよ。見たことはあるんですけれども、新たに何を作成される予定で、どこへ委託されるんですか。どういったことをされるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回計上をさせていただいております土産品というのは、確かに大倉議員おっしゃられたみたいに、いろいろな事業で笠置サイダーでありますとか蜂蜜といったもの、開発して販売をしております。

ただ、以前は笠置土産といったような名前のつきます土産品が町内各所で販売されておりましたが、現在ではお菓子類の土産物がほとんどないような状況でございます。観光客の方からもそのような商品について販売の要望をお聞きすることもございまして、今回、比較の日持ちのするような和菓子のサンプルを作成し、これが定番の土産品とすることができないかといったことを検討させていただこうかと思っております。この和菓子というのはやはり近隣、和束町さんなり、南山城村さん、お茶を積極的に生産・販売されております。そのあたりとのマッチングとかいったものも考えて、そういった和菓子というものが作れないかと。

あと、委託の方法でございますが、現在、まちづくり会社のほうに業務委託というような形でさせていただいて、大体3品程度の和菓子という形でサンプル品を作成できないかというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

和菓子となると、賞味期限というか、それがやっぱり一番心配なんですよ。例えば、思い

出したんですけれども、ゆるぎ飴はいまだにまだありますね。今も販売されているところがあるんですけれども、そういった和菓子となれば賞味期限がやっぱり心配なんですよね。本当に賞味期限の問題もあるので、蜂蜜であれば賞味期限もあれ長いこといけますし、その辺のところの開発のほうが大事だというか、しょっちゅう回転すればいいんですけれども、そういうところも加味してください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

やはり、そこは気にしていかなければならないところだと思っております。先ほど私も御説明させていただきましたように、日持ちもするといった形で、最近包装技術等も進歩しております。比較的、和菓子等でも賞味期限、一定の期間設けられるような製品も多数出回っていると思いますので、そのあたりを検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

建設産業課長にお聞きします。

森林環境譲与税、11ページの168万円とありますよね。これは京都府が分配したやつですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

森林環境譲与税につきましては、国の譲与税の増額配分によるものでございまして、そういった中で、都道府県配分なり市町村配分の中で、この168万円というのが当初より増額されたというところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、なぜ聞いたかいうと、森林環境税を京都府でいろんなところへ全部、森林のないところも分配して、その使える料金、金は何に使うてもいいというので、ほかの森林を持っているところからクレームが出たという話も聞いておりますので、笠置町の場合は森林環境で書いていますけれども、それで聞いたんですよ。それはどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

森林環境譲与税につきましては、何に使ってもいいということは当然ございません。これはもう国庫のお金になりますので、また、こういった個人の住民税、個人さんから課税させていただくことになりますので、そういった何に使ってもいいということではございません。

ただ、森林のないところにでも幾らか配分はあるかと思うんですが、そういった中でも森林の環境保全といった譲与税の趣旨にのっとりつつ中で使っていくということは当然要件づけられております。笠置町につきましても、基本、森林環境保全ということで使用はしていくつもりではございますけれども、そういった国の支出内容に従いまして、慎重に使用する場合は対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

15 ページの財産管理費、工事請負費で避難所改修事業として400万円上がっています。これ、先ほどの説明では避難所の何かトイレ改修かなんかおっしゃったと思うんですけれども、これ避難所、どこどこ、何か所とトイレをどのようなトイレに改修しようとしているのかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難所改修事業ということで400万円、トイレ2か所改修を予定しております。今のところ、予定でございますけれども、東部区の集会所であったり、飛鳥路区の集会所のほうを予定しておるところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 2 か所、東部区と飛鳥路区の避難所ということは、集会所か何か公民館ですね。ここの改修を町が全額持ってやると、こういうことなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、それにつきましては、今回の臨時交付金対象事業のうちにも入っておりますので、町のほうで避難所トイレ改修のほうをさせてもらう予定でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） この問題は、以前は区の集会所とかそういうところはまちづくり交付金を活用してやってくれということでやってきとったわけやけれども、今回、臨時交付金が出たので、町のほうでそれはやってやると、そういうことなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

西部区と東部区と飛鳥路区の集会所につきましては、町が設置した集会所というふうに条例にも書いてあります。以前から東部区につきましては、トイレ改修というような要望も出ておりましたので、今回、臨時交付金の対象事業ということもありましたので、それに対応させていただこうというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） それ、ちょっとおかしいのちゃうの。そしたら、ほかの区のトイレも改修要望が来たらどうするんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

他の区、ほかのところ、要望したらどうするかということですがけれども、それにつきましては、まちづくり事業補助金を活用してやっていただきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 聞いているのは、まちづくり補助金やったら全額出ないでしょう。全額出してやるんですか。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長、はっきりとした答弁せなあかん。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まちづくり事業補助金につきましては、要綱によって対象となる事業というのが決まっておるんですが、トイレとなりますと30万円までは町のほうで、他の事業の兼ね合いもありますけれども、町のほうの補助となります。それ以外につきましては、衛生に関わることということですので、超えた部分については4分の3の補助で、最大250万円まで補助させていただくこととなっております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） それは分かっていますよ、そんなことは。私が言うているのは、これ、今回のトイレの改修はどういう内容をされるんですか。浄化槽をつけて、ちゃんと水洗のトイレにするとか、そういう内容なんですか。どういう内容なんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問です。

今回のトイレ改修については、合併浄化槽を設置しての改修を予定しております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。ほかにありませんか。

（「もうあかんのか。結論もろてへんやん。」という者あり）

議長（杉岡義信君） 総務財政課長もしっかりした答弁、もうはっきりと言わな。同じことばかり繰り返しているばかりや。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例上、西部区、東部区、飛鳥路区については町が設置したというふうになっております。それから、その他については南笠置区さんのほうで設置されたのかなというふうに思っております。

それで、今回についてはそこから避難所、コロナの対策も含めて、合併浄化槽付のトイレに改修をさせていただいてやっていくと、そのほかについてはまた要望が出た場合についてはまちづくり事業補助金を活用して整備していただくというふうに考えております。

（「ほな、最後にもう1回言わして。」という者あり）

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） だからね、私の言うてることが分かっていないんちゃう。今、臨時交付金が出たから、3か所のトイレについては合併浄化槽の水洗のちゃんとしたトイレにしようということでやらはる。これはええことですよ。そやから、あと、そしたらほかの区、南部区、切山、北部、ここからもし同じようにやってもらいたいという要望出てきたら、まちづくり交付金の制度を使ってやれと、こういうわけやろ。ということはまちづくりは、先ほど言うているように全額出ないやろ言うとするわけや。そういう不公平あるやんか、それ。そこをどう考えているの。町長、どういう考えですか、それは。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 西岡議員の御質問ですが、東部区、飛鳥路区、西部区の集会所につきましては、笠置町の集会所設置条例、正確に言うと設置及び管理に関する条例というものがございまして、設置は笠置町で行っている。管理運営は区長に委託しているという形になっております。したがって、施設の設置については町で見るといような内容の予算査定をしたということでございます。

当然、以前同じようなお話がありましたときに、まちづくりのほうでしか対応できないと、予算措置ができないということで、そういう話が出ていたと思います。それは私、会議録を読ませていただいて、こういうふうに答えているんやなということは承知しております。

ただ、他の区の集会所について町が設置したものではないので、全額補助というのは財政

事情が許さないということなんだというふうには私は理解しておりました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 理解できたか。

1 番（西岡良祐君） 納得できん。まあ、ええわ。町の設備ちゃうからやれない。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第 30 号、令和 2 年度笠置町一般会計補正予算（第 2 号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第 30 号、令和 2 年度笠置町一般会計補正予算（第 2 号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第 20、議案第 31 号、損害賠償額の決定の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第 31 号、損害賠償額の決定の件について提案理由を申し上げます。

令和元年 11 月に発生した町営住宅内で起きた身体事故について、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議いただき、御承認いただけますようお願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第 31 号、損害賠償額の件について提案理由を申し上げます。

朗読をもって代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第 31 号、損害賠償額の決定の件。

身体事故の損害賠償の額を次のとおり決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 18 日提出。笠置町長、中淳志。

記。

1、事故の概要 令和元年11月5日火曜日午後8時頃、笠置町大字有市町営住宅内において、改修工事に伴う玄関アプローチ部の仮設スロープでつまずき転倒し、左足を負傷した。

2、損害賠償の相手方 町営住宅入居者。

3、損害賠償額7万5,307円 町と相手方との過失割合を10割対ゼロ割と認め、本件事故による損害賠償の額7万5,307円を町が加入する全国町村会総合賠償保障保険制度の保険金から賠償するものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、説明願ったんですけれども、事故発生からこれもう8か月たっているんですね。これ、もっと早く解決をするような方法はなかったのか。

それと、これは改修工事なんですけれども、作業手順の安全面にて改修工事の業者にどのような指導をされ、どのような対策を指示されたのか。といいますのは、これから庁舎の改修もあります。こういう点で、こういう事故が起こる可能性もありますので、例えば、業者にどういう指導、対策を取るようにされたのか、そういう点、ちょっと説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

事故発生が昨年11月で、今、6月の賠償決定になってしまった理由につきまして御説明させていただきます。

この経過につきましては、当初、11月に入院され、急遽、緊急手術という形になり、入院、それから左足の負傷ということですので、リハビリ等にやはり数か月かかっております。また、相手方の方は御年配でございまして、転倒時の状況確認等におきましては、ケアマネジャーを介しての聞き取り等が必要になることもございました。責任の負担の調整、割合の確定など、そういったことで時間を要したことでございます。今後、少しでも早くなるよう事務を進めていきたいというふうに思っております。

また、事故の起きました要因についてなんでございますけれども、耐震工事を実施する中で玄関のアプローチ部分を改修してございまして、そのアプローチ部分に仮設材を設置しておりました。その仮設材の段差を少しでも解消するためということで、マットを引いておったところでございます。そういったことで、少しでも歩行がしやすいようにということで当然、業者さんにも、こちらのほうの指導としてもそういう配慮をしておったところでござい

ます。

しかしながら、時間が夜であったこと、それから不慣れな、不安定な状態であったそういうスロープであったということが転倒の原因になったものと思われま。今後、こういったこと、耐震工事も進めていくことになると思いますので、このようなことのないよう、安全面に十分留意した上で工事を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第31号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第31号、損害賠償額の決定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月25日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時44分